

## 高島市消防本部からのお知らせ 春の全国火災予防運動

火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的に、春の火災予防運動を実施します。



春の全国火災予防運動

- 統一標語  
「あなたです火のある暮らしの 見はり役」
- ▼実施期間 3月1日(水)～3月7日(火)までの7日間
- ▼重点目標
  - ①住宅防火対策の推進
  - ②認知症高齢者グループホーム等高齢者等が入居する防火対象物の防火安全対策の推進
  - ③放火火災・連続放火火災防止対策の推進
  - ④林野火災予防対策の推進

### 滋賀県山火事 予防運動実施!

3月1日(水)から5月31日(水)までは、滋賀県山火事予防運動実施期間です。  
この時期は、風が強く空気の乾燥した日も多く、山火事の発生しやすい条件が続きます。

- ⑤乾燥時および強風時の火災発生防止対策の推進
- 住宅防火いのちを守る7つのポイント
  - 1 3つの習慣・4つの対策
  - 3つの習慣
    - 寝たばこは、絶対やめる。
    - ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
    - ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
  - 4つの対策
    - 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器等を設置する。
    - 寝具や衣類からの火を防ぐために、防災製品を使用する。
    - 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器等を設置する。
    - お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。(消防本部予防課)

山火事の原因の多くは、たき火やたばこの不始末です。山には入られる方は、たき火やたばこの始末を徹底してください。  
森林は私たちの大切な財産です。山火事から大切な森林を守りましょう。(農林水産課)

## お知らせ

### 下水道の使える区域が 拡がります!



- 平成18年3月31日から、
- ◎マキノ 中庄浜、西浜、蛭口地区の一部
  - ◎今津 平ヶ崎、弘川地区の一部
  - ◎安曇川 北船木地区
  - ◎高島 北浜地区の一部
  - ◎新旭 北畑、新庄、藁園地区の一部

以上の区域が、新たに下水道を使用いただけます。ご家庭や事業所におかれましては、ご準備をいただきますようお願いいたします。

詳細については、今後開催します地元説明会等の場で説明します。

### ◆ご利用ください

今まで使用していただくみ取便所を水洗便所に改造したり、浄化槽を撤去して下水道施設に接続するには、まとまった資金が必要になります。このため、市では一度に皆さんの負担にならないように水洗便所等改造資金融資あっせん制度を設けていますので、ご利用ください。

### ◆下水道への接続のお願い

下水道法では、供用開始の公示後「3年以内」に水洗化するように義務づけられています。  
まだ水洗化工事がお済でないご家庭は、速やかに水洗化工事をしていただき、地域ぐるみで快適な生活と環境衛生の向上に努めましょう。

- ※公共下水道水洗化状況 (平成17年12月末現在)
- ・下水道区域内人口 34,225人
- ・水洗化済人口 24,359人
- ・水洗化率 71.17%
- ▼問い合わせ先  
下水道課 電話(22)9011

## 募集

### 市営住宅の入居者を募集します

- 市営住宅申込資格(次のすべての要件を満たしている方)
- 1、現に同居し、または同居しようとする親族があること。
  - (一部の住宅に限り、入居者の要件により単身の入居が可能)
  - 2、入居予定者全員の収入が一定額以下であること。
  - 3、現に住宅に困窮している方
  - 4、市町村税等の滞納がない方

## 国民健康保険加入者の方へ

～3月末に国保の保険証の年度更新を行います!!～

現在、交付しています国民健康保険被保険者証は、すべて3月31日をもって有効期限が切れ、4月1日以降は、医療機関で使用することはできなくなります。4月1日からの保険証に関しては、3月末に「配達記録」により世帯主の方に郵送します。(3月27日頃から31日にかけて順次郵送予定)

今年、国保の保険証のみを郵送します。国民健康保険高齢受給者証(青緑色)、老人保健法医療受給者証(白色)、福祉医療費受給券(桃色もしくは白色)等は、それぞれの有効期限まで、現在交付しているものをそのまま使用しますのでご注意ください。

また、現在、職場の社会保険やご家族の社会保険の被扶養者となつている方で、国保の資格喪失の手続きをされていない場合は、すぐに次のものをご持参のうえ、各支所住民課または市役所保険年金課で手続きをしてください。

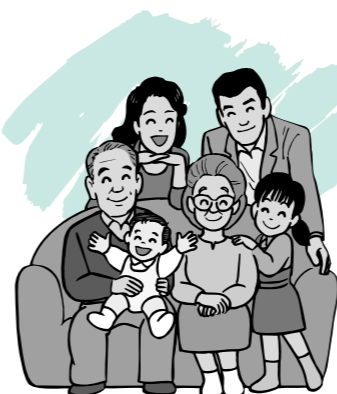
- 国保の資格喪失に必要なもの
- ①現在お持ちの国保の保険証
- ②加入している社会保険の保険証
- ③印鑑(認印)

なお、現在、同一世帯内の方の保険証で、施設入所等により遠隔地の方に交付している保険証や、住民票が高島市にない学生の方に交付している保険証を4月1日以降も希望される方については、次のものをご持参のうえ、各支所住民課または市役所保険年金課で手続きをしてください。

### ■遠隔地用の保険証の手続きに必要なもの

- ①新しい保険証
- ②有効期限または発行年月日が平成18年4月1日以降の入所証明、学生証、在学証明書等
- ③印鑑(認印)

(保険年金課)



滋賀県内で唯一「日本の棚田百選」に選ばれ、昨年は映画「男たちの大和」のロケ地にもなった「畑の棚田」で農業体験してみませんか?豊かな自然の中で農作業に汗を流し、収穫の喜びにきつと感動していただけます。

### ■棚田オーナー

- ▼内容 おまかせコース: 田植え、稲刈り作業のみを行う。
- ・こだわりコース: 畦塗り、田植え、草刈り、施肥、稲刈り作業を行う。
- ▼日程 5月中旬: 田植え  
9月中旬: 稲刈り
- ▼募集人員 40組
- ▼参加資格 農作業に興味、関心のある方
- ▼会費 1区画(100㎡) 年額 30,000円
- ▼特典 収穫米(玄米)コシヒカリ約40kg、畑特産品プレゼント(畑漬け等)

### ■酒オナー

- ▼内容 畦塗り、田植え、草刈り、施肥、稲刈り作業を行う。
- ・造り酒屋において酒蔵見学と新酒の試飲も出来ます。
- ▼日程 5月中旬: 田植え  
9月中旬: 稲刈り

## 募集 畑の棚田 農業体験オーナー募集!

四季折々の美しい景観が評価され、

### ▼受付場所(問合せ先)

高島市土木交通部住宅監理課

電話(22)0048 (高島市役所別館)または新旭土木交通分室、各支所建設課(朽木支所のみ産業建設課)までお問い合わせください。(住宅監理課)

### ▼定期募集対象住宅

受付開始前に市掲示板等により公表いたします。

### ▼入居者選定

住宅に困窮する度合いの高い方から、高島市入居者選考委員会の審査により選考します。(随時募集の団地を除く)

▼定期募集	▼随時募集						
<table border="1"> <tr> <th>受付期間</th> <th>選考会</th> <th>入居予定</th> </tr> <tr> <td>3月1日～3月14日</td> <td>3月下旬</td> <td>4月上旬以降</td> </tr> </table>	受付期間	選考会	入居予定	3月1日～3月14日	3月下旬	4月上旬以降	<p>朽木地区にある上野団地および針畑団地については、随時入居申込を受付けています。入居資格を満たす方は申し込み順に入居することができます。(空き状況 上野第1団地2戸、上野第3団地1戸、針畑団地1戸)</p>
受付期間	選考会	入居予定					
3月1日～3月14日	3月下旬	4月上旬以降					

### ▼募集期間等

## 募集